

内閣参質一五六第四二号

平成十五年八月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員櫻井充君提出高速道路と併設された一般国道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員櫻井充君提出高速道路と併設された一般国道に関する質問に対する答弁書

一について

日本道路公団が高速自動車国道又は一般国道の自動車専用道路（以下「高速道路」という。）を建設するに当たって、道路管理者である国土交通大臣が新たにこれらに並行して建設し、及び現在建設中の一般国道（以下「本件一般国道」という。）の延長は、それぞれ八十二キロメートル及び二十三キロメートルである。

二について

本件一般国道については、平成十四年度以前の事業費は約一兆千六百億円であり、平成十五年度以降の事業費は約千九百億円の見込みである。

三について

高速道路は、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成する道路であり、主として一般国道よりも利用距離の長い交通を大量かつ円滑に処理する機能が求められ、当該道路への自由な出入りが制限されている。

一方、一般国道は、高速道路と併せて全国的な幹線道路網を構成する道路であり、主として高速道路よ

りも利用距離の短い交通を処理し、高速道路への接続道路としての機能を果たすとともに、加えて生活道路として沿道の利用が可能となるように配慮することも求められる。

このように、高速道路と一般国道は、その担うべき機能が異なっているところ、道路の整備に当たっては、周辺の道路網や当該地域の交通量、交通特性等を考慮した結果、高速道路と一般国道の双方が必要な場合もあると考えており、特に、土地利用が稠密<sup>ちゆうみつ</sup>な都市部においては、本件一般国道の事例のように、両者を一体的に整備することにより、土地の高度利用が図られる等、より計画的、効率的な道路整備が可能になると考えている。